

VII 環 境 保 全

- 1 大気保全事業
- 2 水質保全事業
- 3 土壌汚染対策事業
- 4 騒音・振動防止事業
- 5 公 害 苦 情
- 6 自然環境共生事業
- 7 地球温暖化対策事業
- 8 その他の環境保全事業

1 大気保全事業

(1) 監視体制

ア 環境の監視

大気汚染防止法第22条に基づき大気汚染の状況を監視するため、一般環境大気測定局9局、自動車排出ガス測定局3局、計12箇所にて二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質及び炭化水素等の16項目の大気汚染物質を測定した。なお、令和元年度には市北部地域の大気汚染の状況の監視のため、新たに御津地区に一般環境大気測定局を設置した。

毎時集められた測定データは市民へ周知するとともに、高濃度となった場合には、工場等へ汚染物質削減を要請した。

大気常時監視状況

(令和2年3月末現在)

No.	測定局	設置場所	所在地	測定項目																設置年月
				二酸化硫黄	微小粒子状物質	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	窒素酸化物	日射量	風向	風速	温度	放射線	一酸化炭素	炭化水素	炭化水素	炭化水素	炭化水素	炭化水素	
一般環境大気測定局																				
1	興除興除中学校	南区中畦 589-4		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S47.6	
2	江並江並遊園地	中区江並 428-73		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S46.3	
3	南輝南輝小学校	南区南輝三丁目 6-9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48.8	
4	吉備陵南小学校	北区東花尻 241-1			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48.8	
5	出石出石コミュニティハウス	北区幸町 10-10		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S48.8	
6	西大寺西大寺中学校	東区西大寺上一丁目 20-60		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S53.9	
7	東岡山財田小学校	中区長岡 58-2			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	S55.1	
8	五明五明公会堂	東区西大寺五明 186		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H18.3	
9	御津御津公民館	北区御津宇垣 1629				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R2.3	
自動車排出ガス測定局																				
10	西祖水道局第2取水井1部	東区西祖 1-4及び1-5				○		○		○								○	H18.3	
11	青江用水上	南区青江六丁目 3-16				○		○		○								○	S56.3	
12	南方岡山市立岡山後楽館中学校・高等学校	北区南方一丁目 3-65			○	○		○		○								○	S53.9	

なお、令和元年度は、市内において、光化学オキシダント情報を3回、光化学オキシダント注意報を2回発令した。

イ 煙道中ばい煙等濃度調査

市内の固定発生源のうち、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水銀排出施設について、ばい煙排出状況等の実態を把握し、今後のばい煙削減対策に役立てることを目的に実施した。

- ・調査実施事業場 2事業場（2施設）

ウ 酸性雨調査

森林の枯死等生態系に深刻な被害をもたらす酸性雨の環境への影響は、工場や自動車から排出される窒素酸化物や硫黄酸化物が主な原因といわれている。このため、酸性雨の調査を実施し、実態把握に努めた。

- ・調査地点 1地点（岡山市水道局水質試験所）

エ アスベスト大気環境中調査及び発生源周辺調査

大気環境中における汚染の状況を把握するため、大気環境中におけるアスベスト調査を実施した。また、吹付けアスベスト除去作業場等の発生源周辺等のアスベスト調査を実施した。

- ・大気環境中調査地点 3箇所（6地点）
- ・発生源周辺調査地点 2箇所（6地点）

オ 有害大気汚染物質等対策調査

大気汚染防止法に基づき、人の健康への影響が懸念される有害大気汚染物質等（21物質）について、大気環境中における汚染の状況を把握するため、調査を実施した。

- ・調査地点 2地点（南輝小学校、陵南小学校）

カ ダイオキシン類対策環境調査（大気環境）

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の汚染の状況を把握するため、大気環境調査を実施した。

- ・調査地点 3地点（南輝小学校、陵南小学校、東区役所瀬戸支所）

キ 微小粒子状物質成分分析調査

微小粒子状物質の環境基準が平成21年9月に定められ、大気汚染防止法第22条の事務処理基準に微小粒子状物質の成分分析が盛り込まれたことから、健康への影響や発生源についての知見を得るため、平成25年度から調査を実施した。

- ・調査地点 1地点（東岡山測定局）

(2) 届出受理、審査の状況

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、工場、事業場等に対して、届出等の受理を行った。

- ・届出受理、審査件数 212件

(3) 工場、事業場への立入調査

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき工場・事業場に立入調査を実施した。

- ・立入件数 126件

(4) 特定粉じん排出等作業に係る立入調査

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業について、作業基準の遵守状況等アスベストの飛散防止対策の確認のため、解体現場等に立入調査を実施した。

- ・立入件数 39件

(5) P R T R制度による特定化学物質対策

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に基づくP R T R制度では、人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在すると認められる物質として政令で指定された462物質について、一定の要件を満たす事業者は、環境中への排出量や廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量(前年度分)を自ら把握し、都道府県又は政令市等を経由して国へ届け出ることとなっている。これにより事業者自らの排出量の適正な管理に役立つとともに、化学物質の環境リスクの削減等が図られるものと期待される。

- ・令和元年度届出件数（平成30年度届出分） 221件

2 水質保全事業

(1) 監視体制

ア 公共用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法に基づき岡山県が「公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下「水質測定計画」という。）」に定めた地点において、同法に基づき、公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

- ・海域 13地点（児島湾）
- ・河川 16地点（児島湖流域内 8地点、児島湖流域外 8地点）
- ・湖沼 4地点（児島湖）

また、全市域の水質の状況を面的に把握し、水質保全の基礎資料とするため、水質測定計画に定めない主要な河川・用水路の補完地点においても同様に水質分析を実施した。

- ・河川 40地点（児島湖流域内 22地点、児島湖流域外 18地点）

イ 地下水の水質常時監視

水質測定計画に定められた地点において、水質汚濁防止法に基づき、地下水の水質汚濁の状況を常時監視するため水質分析を実施した。

- ・地下水継続監視調査地点数 1地点
- ・地下水概況調査地点数 6地点

ウ 特定事業場等の立入調査・指導

水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく特定事業場を対象に立入調査を実施し、特定施設の設置状況の確認、排水処理施設の適正な維持管理の指導を行った。また、排水基準が適用される特定事業場については、立入調査にあわせて排水の採水を行い、排水基準監視を行った。立入調査の結果、排水基準の違反などが確認された場合には、その違反原因の究明や改善対策について報告を求め、違反が再発しないよう指導を行った。

- ・立入調査件数 334件

エ 総量規制基準適用特定事業場報告徴収

総量規制基準が適用される特定事業場については、前年度1年間分の汚濁負荷量の結果を徴収した。

- ・総量規制基準適用特定事業場 150事業場

オ 水浴場水質調査

宝伝海水浴場沖及び犬島海水浴場沖の両海水浴場沖で、開設前の4月上旬～5月中旬、開設中の7月下旬～8月中旬において水質調査を実施した。

- ・水浴場水質調査地点数 2地点

カ 公共用水域水質及び底質のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、公共用水域水質及び底質のダイオキシン類濃度の環境調査を実施した。

- ・公共用水域水質調査地点数 13地点
- ・公共用水域底質調査地点数 13地点

キ 地下水のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、地下水のダイオキシン類の環境調査を実施した。

- ・地下水調査地点数 6地点

ク ゴルフ場排水水中の農薬等調査

「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」に基づき、ゴルフ場の排水水について農薬等の調査を実施した。

- ・調査事業場数 2事業場

ケ 内分泌かく乱化学物質等調査

水環境における外因性内分泌かく乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の存在状況を把握し、今後の適切な対応策の検討に資することを目的とし、河川水について当該物質等の調査を実施した。

- ・河川水調査地点数 7地点

(2) 届出等の状況

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、特定施設を設置している特定事業場等に対し、施設の設置等を行う際に届出等の受理を行った。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法では、特定施設を設置する工場又は事業場のうち、日最大排水量が50m³を超える事業場を対象としており、同法対象の事業場が、特定施設の設置等を行う際に許可審査・届出等の受理を行った。

ア 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可審査・届出等

- ・許可審査・届出等件数 30件

イ 水質汚濁防止法に基づく届出等

- ・届出等件数 289件

ウ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出等

- ・届出等件数 1件

3 土壌汚染対策事業

(1) 監視体制

ア 土壌汚染対策法に基づく区域の指定

土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査の結果報告を受けたとき、当該土地を健康被害のおそれの有無に応じて、区域の指定を行った。

- ・要措置区域指定件数 0件
- ・形質変更時要届出区域指定件数 6件

なお、令和2年3月31日現在の区域指定件数は、要措置区域 0件、形質変更時要届出区域 16件となっている。

イ 土壌汚染対策法等に基づく指定区域等の立入調査・指導

土壌汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、指定区域等の立入調査・指導を行った。

- ・土壌汚染対策法に基づく立入調査件数 23件
- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく立入調査件数 0件
- ・その他調査件数 3件

ウ 土壌汚染周辺環境継続調査

土壌汚染の発覚した事例について、岡山市公害対策審議会の意見を踏まえた監視計画を作成し、周辺環境を継続的に監視するため、公共用水域及び地下水の水質分析を実施した。

- ・調査地点数 10地点

エ 土壌のダイオキシン類環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、土壌のダイオキシン類濃度の環境調査を実施した。

- ・調査地点数 10地点

(2) 届出等の状況

土壌汚染の状況の把握及びその汚染による人の健康被害の防止を図るため、土壌汚染対策法及び岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、届出等の受理を行った。また、同法の規定に基づき、土地の問い合わせに対して、土壌汚染の状況に関する情報の提供を行った。

ア 土壌汚染対策法に基づく届出等

- ・届出等件数 121件

イ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出等

- ・届出等件数 1件

ウ 土壌汚染の状況に関する情報の提供

- ・情報の提供件数 1,705件

4 騒音・振動・悪臭防止事業

(1) 騒音・振動防止対策

騒音規制法及び振動規制法に基づき、工場、事業場の騒音・振動、建設作業騒音・振動、自動車騒音・道路交通振動等、市民の日常生活における身近な騒音・振動公害に対する規制、指導を行った。なお、工場、事業場について必要と判断されるものについては、騒音・振動測定を実施した。

ア 騒音・振動測定地点数

- ・工場、事業場騒音・振動 3地点
- ・自動車騒音 31地点
- ・道路交通振動 3地点
- ・新幹線鉄道騒音・振動 1地点
- ・一般環境騒音 5地点

イ 届出受理、審査の状況

騒音規制法及び振動規制法に基づき、特定工場、事業場並びに特定建設作業に対する届出を受理、審査した。

- ・届出受理、審査件数 796件

(2) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づき、事業場の立入調査を行うことにより、規制基準の遵守状況を把握し、市民の生活を保全することを目的に臭気測定を実施した。

- ・測定事業場 3事業場（5地点）

5 公害苦情

市民からの苦情に関しては、公害問題の複雑化、多様化、広域化とともにその原因と被害の因果関係の究明には科学的、専門的な知識を要することから、単独又は関係機関の協力を得て処理している。

公害苦情件数

公害の種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	計
令和元年度	50	40	121	57	47	2	317

6 自然環境共生事業

(1) 岡山市環境影響評価条例

大規模開発と環境保全の調和を図るため、平成31年4月1日に岡山市環境影響評価条例を施行した。対象として大きく17の事業区分を設けるとともに、より早期の環境配慮を可能とするため計画段階での手続きを導入した。

(2) ホタル調査

身近な生きもの調査としてホタルを取り上げ、市民参加でホタルの観測調査を行い、成果品としてホタルマップを作成する。(奇数年度実施)

- ・令和元年度調査結果 市内のホタル生息地 207か所、まちなかのホタル生息地 15か所

(3) 希少野生生物の保護

種の保存法に指定された淡水魚スイゲンゼニタナゴ及びアユモドキの保護のための事業調整、活動を行っている。

(4) 自然公園等

市内には県立自然公園として、吉備史跡県立自然公園をはじめとする4地域が指定されており、平成18年度より指定地域内の土地の形状変更などの事前の届出、許可業務を市で実施している(国立公園については、意見を付して県に進達)。市内を通過する中国自然歩道については、県から委託された維持管理業務を実施している。

- ・令和元年度許可件数 2件、届出件数 1件

(5) 共生地区配慮届出制度

岡山市環境保全条例に基づき指定された共生地区内で一定規模以上の開発事業を行う際に、適切な自然環境への配慮が推進されるよう、環境配慮事項の届出の受付等を行う。

- ・令和元年度届出件数 7件

(6) 生物多様性地域戦略の推進

岡山市生物多様性地域戦略は、環境総合審議会等の専門家の意見を踏まえ、岡山市の様々な計画や取り組みに生物多様性の視点を組み込んでいくとともに、市民や事業者を巻き込んで、連携、協力することで推進する。

(7) 自然保護活動推進員制度

野生生物や市域の自然環境に造詣が深く、保全対象となる地域の方と協働して自然保護の推進に当たる能力と意欲がある方などを推進員に委嘱し、自然環境の状況の把握や貴重な野生動植物が生息する地域の監視などをボランティアで行ってもらおう。

- ・令和元年度新規委嘱者数 0名、推進員数 42名(令和元年度末現在)

(8) 身近な生きものの里

市民が行う身近な野生生物をシンボルとした環境保全活動を市民と行政が協働で推進し、それぞれの地域特性に応じた身近な自然を大切にす地域づくりを図る。(平成20年度、ホタルの里事業から移行)

令和元年度末での認定地区は、足守、大井、福谷、下高田、高島・旭竜、山南、曹源寺、室山、竹枝、宇甘西、豊、灘崎、龍泉寺、千種、大野、観音寺用水、今谷の17地区。

- ・令和元年度新規認定地区数 1地区

7 地球温暖化対策事業

(1) 市民共同発電事業

再生可能エネルギーの普及や市民等への周知を図るとともに、市民協働による地域づくり等のモデルケースとすることを目的に平成14年度から保育園、公民館等にNPO法人との協働により太陽光発電設備を設置している。(令和元年度末8箇所)

(2) CO2削減/ライトダウンキャンペーン

環境省が平成15年度から実施している「CO2削減/ライトダウンキャンペーン」に賛同し、事業所、市有施設におけるライトアップ施設や各家庭の不要な照明の消灯を呼びかけ、地球温暖化への動機づけやテーマを提供している。

(3) 市有施設への再生可能エネルギーの導入促進

エネルギーの地産地消、自立分散型電源の確保を図る観点から、市有施設への再生可能エネルギーの導入を進め、令和元年度末には、市民共同発電事業、屋根貸し事業等を含め108施設に太陽光発電システムを導入している。

(4) 公用電気自動車・燃料電池自動車の導入推進

電気自動車の普及に向けた率先取組みとして、平成21年度から公用車に電気自動車を導入し、令和元年度末で35台を導入している。また、平成30年度に燃料電池自動車1台を導入している。

(5) スマートエネルギー導入促進補助事業

低炭素型の都市の実現に向け、エネルギーを創って、ためて、賢く使うことにより、エネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、スマートエネルギー化に資する機器を導入した個人・事業者に経費の一部を助成している。

令和元年度実績

区分	機器名称	助成件数
住宅用	太陽光発電システム	648
	エコキュート	371
	家庭用燃料電池	23
	家庭用蓄電池	197
	HEMS	290
	窓断熱	20
	電気自動車等	138
	FCV	2
	V2H	5
	ZEH	3
事業所用	太陽光発電システム	1
	LED照明器具	97
	高効率空調機	136
	電気自動車等	26
	EMS	1

(6) エコドライブ講習会

自動車から排出される温室効果ガス排出量の削減を図るため、市内に在住又は在勤者を対象に平成26年度からエコドライブ講習会を実施し、令和元年度は実技講習会を3回、机上講習会を1回実施している。

8 その他の環境保全事業

(1) 環境月間パネル展

環境の日（6月5日）を含む6月が「環境月間」であることから、環境保全に関する普及・啓発のため、6月5日に市役所本庁舎1階市民ホールにおいてパネル展を開催した。地球温暖化をはじめとする様々な環境問題と話題になったPM2.5などに関するパネルや、体験型展示コーナーを設置して、環境について考える機会の提供を行った。

(2) 自然体験エコツアー

岡山連携中枢都市圏連携協約に基づき、岡山市の子ども達が、バスで真庭市及び赤磐市に出向き、両市の子ども達と共に川の生きもの調査などを行う自然体験エコツアーを実施している。

(3) 児島湖流域水質保全基金の交付

児島湖流域水質保全基金（児島湖クリーン基金）助成金を交付し、地域実践活動の支援を行っている。

(4) 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール

児島湖流域環境保全意識の高揚と実践活動への取組みの契機とするため、小学校の児童及び中学校の生徒からポスターを募集している。また、応募作品のうち、入賞・入選作品については、児島湖流域環境保全推進ポスター展において展示を行っている。

(5) 児島湖流域清掃大作戦

児島湖流域の環境保全を推進するため、9月から11月を「児島湖流域環境保全推進期間」と定め、この期間の主要行事として、一斉清掃を行う「児島湖流域清掃大作戦」を実施している。

(6) 地球環境問題ポスターコンクール

地球環境問題に対する意識の高揚を図ることを目的として、市内の小学4年生から中学3年生の児童・生徒を対象にポスターを募集し、入選以上の作品については展示を行うなど、環境保全活動に活用している。

(7) ノーマイカーデー運動

平成16年度からマイカーを自粛して通勤する取組を開始し、この運動を通じて普段の生活においても地球環境保全を考える契機としている。

（令和元年度実績） 岡山県下統一ノーマイカーデー運動：5月の最終金曜日に実施

(8) 環境保全協定（旧公害防止協定）

環境保全協定は、法律や条例を補完し、あるいは法令等の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、協議・締結するものである。

また、環境保全協定に準ずるものとして、環境負荷の低減等を誓約する企業もある。

・令和元年度末協定締結企業数 58件、誓約書提出企業数 21件

(9) 岡山市環境保全条例（特定建築物、特定施設）

「岡山市環境保全条例」は、公害の未然防止の観点から、一定規模以上の建築物(特定建築物)に対し、建築する際に届出を義務づけている。さらに「大気汚染防止法」、「騒音規制法」の届出対象外である一定規模以上の施設を特定施設と定め、規制基準を適用している。

・令和元年度届出件数 299件

(10) 公害防止施設改善利子補給制度

岡山市中小企業保証融資制度に基づく公害防止施設改善にかかる融資を受けた者に対して、予算の範囲内において利子の一部を補給するもの。

(11) 環境パートナーシップ事業

市民、事業者の自発的な環境保全活動を推進するため、市民向けのエコボランティア活動、事業者向けのグリーンカンパニー活動を支援している。

・令和元年度末参加状況 1,325団体、56,116人